

改正障害者差別解消法説明会

平成28年4月から施行された障害者差別解消法。この法律が改正され、令和6年4月1日から、民間事業者の障がい者に対する合理的配慮の提供が法的義務となります。（過重な負担がある場合は除く）

障がい者からの求めにどう対応したらよいか分かりやすく説明いたします。

日時 令和6年3月14日(木)

13:30～16:30(開場 13:00～)

会場 行田市総合福祉会館やすらぎの里

(行田市大字酒巻1737番地1)

ワークショップ型研修

障害平等研修(DET 研修)

講師 「DET 埼玉」(代表:上野優一 氏)

その他 改正障害者差別解消法のポイント 他
(県障害者福祉推進課)



埼玉県マスコット
「コバトン」

参加をご希望の方は 裏面の申込書にご記入のうえ、羽生市社会福祉課へFAXまたはE-mailにてお申し込みください。3市合計で100社の参加を予定しています。予定を上回る参加申込みがあった場合は、先着順とさせていただきますので予めご了承ください。

問合せ先 羽生市役所 社会福祉課 障がい福祉係
TEL:048-561-1121 (内線 153) FAX:048-560-3073
E-mail:shakai@city.hanyu.lg.jp

